

別紙 2

別表1の 番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1132 (1144、 1146)	修了者に対する基本情報 技術者試験の午前試験を 免除する講座開設事業	一定の要件を満たす講座の修了者について、基本情報技術者試験の試験科目のうち、午前試験科目の免除を受けることができるようにする。	一部	開設者がIPAが提供する問題を使用する認定講座について、規制所管省庁によれば、全国展開に伴い、①IPAの採算性の改善のため講座認定審査料の設定及び問題提供料の改定、②認定講座の質の確保のため認定の有効期限の設定を講ずるとしているが、これらが認定講座の開設に当たっての過度な負担とならないよう配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。	情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成18年経済産業省令第82号) 初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の履修項目を定める告示(平成18年経済産業省告示第247号)	平成18年8月 14日施行 (措置済)	経済産業省
			全部	申請手続等の簡素化について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。	情報処理技術者試験規則(昭和45年通商産業省令第59号)を改正すること等に対応予定	平成22年秋 期施行予定	